



# 税相だより

—— 案ずるよりはまず相談 ——

<https://zeisou.net/>

第 223 号

令和 3 年 11 月 1 日

税相だより  
発行協力会

北九州市小倉北区  
紺屋町13-1  
毎日西部会館4F  
TEL 531-2431



## 旧古河鉱業若松ビル

大正8年（1919年）に建築された、若松南海岸に位置する赤煉瓦造2階建ての建物。石炭積出港として繁栄した若松港の姿を伝える数少ない歴史的建物として、国の有形文化財に指定されている。ルネサンス様式や、単純な幾何学模様などのデザインが大正時代の意匠を細部まで残しています。

## ● 北九州商工会議所管内税務相談所所在地 ●

門司税務相談所 〒801-0863 門司区栄町2番3号ニッチクビル3階 TEL 332-2380 FAX 321-2380  
小倉税務相談所 〒802-0081 小倉北区紺屋町13番1号毎日西部会館4階 TEL 531-2431 FAX 531-2451  
小倉南税務相談所 〒802-0804 小倉南区下城野1丁目9番18号KM第5ビル3階 TEL 951-3033 FAX 922-6008  
若松税務相談所 〒808-0034 若松区本町3丁目11番1号バイサイドプラザ若松本館4階 TEL 771-3726 FAX 771-5692  
八幡税務相談所 〒805-0061 八幡東区西本町4丁目1番1号さわらびガーデンモール八幡1番街2階 TEL 681-4538 FAX 671-1559  
八幡西税務相談所 〒807-0856 八幡西区八枝3丁目7番19号 TEL 603-4777 FAX 603-4779

# \ 事業者の方へ /

消費税の  
インボイス  
制度

# 登録申請 受付中!

令和5年10月1日から  
「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。  
適格請求書発行事業者（登録事業者）のみが適格請求書  
（インボイス）を交付することができます。



## 制度導入までのスケジュール

登録申請書は、  
令和3年10月1日  
から提出が可能です。

令和3年10月1日

令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、  
令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

令和5年3月31日

令和5年10月1日

登録申請書の  
受付開始

インボイス制度  
の導入

登録事業者になろうとする事業者の方は「適格請求書発行事業者の登録申請書（登録申請書）」の提出が必要です。  
登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。

※ 登録番号については、法人番号を有する事業者の方は「T+法人番号」、それ以外の事業者の方は「T+13桁の数字（新たな固有の番号）」が登録番号となります。



登録申請は、**e-Tax**をご利用  
いただくと手続きがスムーズです。



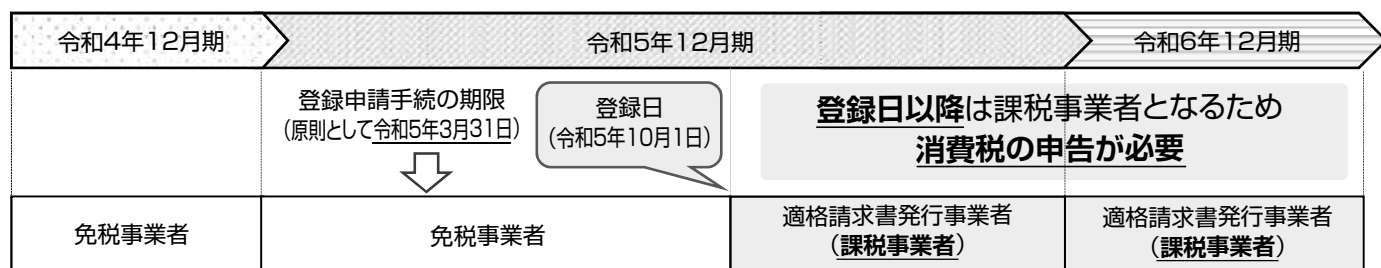
個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。

# 免税事業者の登録申請手続

- 令和5年10月1日を含む課税期間中に登録を受けた場合は、登録を受けた日から課税事業者となることが可能です（経過措置）。

- 登録を受けるために登録申請手続を行います。
  - ※ この場合、「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません。

## 【例①】 個人事業者が、令和5年10月1日から登録を受ける場合



- 上記以外の課税期間について免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、登録申請手続を行うだけでなく、消費税課税事業者選択届出書を提出する必要があります。

- **「消費税課税事業者選択届出書」※を提出し、課税事業者を選択するとともに、**
- **課税事業者となる課税期間の初日の前日から起算して1月前の日までに登録申請手続を行う必要があります。**

※ 原則として、課税事業者選択届出書を提出した課税期間の翌課税期間から、課税事業者となります。

## 【例②】 個人事業者が、課税事業者となる課税期間の初日である令和6年1月1日から登録を受ける場合

⇒ 消費税課税事業者選択届出書を提出するとともに、登録申請手続を令和5年11月30日※までに行う。

※ 課税事業者となる課税期間の初日（令和6年1月1日）の前日（令和5年12月31日）から起算して1月前の日

### Point 登録に当たっての留意点

- 適格請求書発行事業者になると…
  - 基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても、登録の効力が失われない限り、申告が必要です。
  - 取引の相手方（課税事業者に限ります。）から求められたときは、適格請求書を交付しなければなりません（交付義務）。
- 登録を受けるかどうかは、事業者の任意です。

# ご紹介

今年の6月に税務相談所運営協議会の本部長を拝命いたしました、中邑和稔（なかむらかずとし）と申します。

税務相談所は、北九州商工会議所管内税務相談所運営協議会規約に基づき北九州に6ヶ所設置しており、北九州商工会議所と税理士会がタッグを組んで、小規模の個人事業者へ経理、金融、経営等の相談指導や税務書類の作成指導などを行っております。



さて、昨今の新型コロナウイルス及びその変異株の感染拡大は未だ収束の糸口が見えず、規模の大小を問わず多くの事業者が大打撃を受けているのではないのでしょうか。

しかし、ここで下を向いては、事態は打開できないと私は考えます。

私の好きな言葉の一つに『陽気発するところ金石も亦透る。精神一到何事か成らざらん。』というのがあります。力強いエネルギーを発すれば硬い金属や石も貫き通すことができるから、精神を集中すれば何事も成せないことはないという意味です。アントニオ猪木風に言えば、元気があれば何でもできるみたいな感じでしょうか。コロナにより行動が制限されているその期間、新たな事業展開を模索するのも一つの方法だし、知識の習得や技術を磨くのも一つの方法だと思います。何かエネルギーッシュに前向きな行動を起こすことが必要ではないのでしょうか。

我々税務相談所職員一同は、皆様方の良きサポーターとなって親身に取り組んでまいりますので、引き続きご愛顧のほどよろしくお願いいたします。

## 来所時のお願い

- ☆ マスクの着用をお願いします
- ☆ 手指の消毒をお願いします
- ☆ 体調の思わしくない時、同居ご家族が新型コロナウイルス感染、インフルエンザ感染している場合は来所前にご相談ください



新型コロナウイルス感染予防のためご協力お願いいたします